

# とりまとめ案 (国税)

- 車体課税
- 地球温暖化対策のための税
- 原料用途免税

## 車体課税

### 1. 自動車重量税について、次の見直しを行う。

(1) 次に掲げる検査自動車（車検証の交付等の時点で燃費等の環境性能に関する一定の基準（燃費基準等の切り替えに応じて変更。現時点では平成27年度燃費基準等）を満たしている検査自動車に限る。）については本則税率を適用する。ただし、下記（4）から（6）までの措置の対象となる検査自動車については免税となる。

① 電気自動車

② 次に掲げる天然ガス自動車

イ 車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車のうち、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

ロ 車両総重量が3.5tを超える天然ガス自動車のうち、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

③ プラグインハイブリッド自動車

④ ①から③までに掲げる検査自動車以外の検査自動車に次に掲げるもの

イ 乗用車（乗車定員10人以下の乗用自動車をいう。以下同じ。）及び車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの（ガソリン自動車に限る。）

ロ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制（ディーゼル自動車にあっては平成21年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上（ディーゼル自動車にあっては平成21

- 年排出ガス基準値より 10%以上) 窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの
- ハ 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車(ガソリン自動車にあっては平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車)のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの
- ニ 車両総重量が 3.5t を超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの
- ホ 車両総重量が 3.5t を超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの
- ヘ 平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車(乗用車に限る。)

(2) 上記(1)及び下記(3)に該当する検査自動車以外の自動車の税率を次のとおりとする。

(単位：円)

車種		車検期間		自家用	営業用	
検査自動車	乗用自動車	3年	車両重量0.5tごと	12,300	—	
		2年	〃	8,200	—	
		1年	〃	4,100	2,600	
	バス	1年	車両総重量1tごと	4,100	2,600	
	トラック	車両総重量	2年	〃	8,200	5,200
		2.5 t 超	1年	〃	4,100	2,600
		車両総重量	2年	〃	6,600	5,200
		2.5 t 以下	1年	〃	3,300	2,600
	特種車	2年	〃	8,200	5,200	
		1年	〃	4,100	2,600	
	小型二輪	3年	定額	5,700	4,500	
		2年	〃	3,800	3,000	
		1年	〃	1,900	1,500	
	検査対象軽自動車	3年	〃	9,900	—	
		2年	〃	6,600	5,200	
1年		〃	3,300	2,600		
届出軽自動車	検査対象外	二輪車	—	〃	4,900	4,100
		その他	—	〃	9,900	7,800

(3) 新車新規登録から13年を経過した検査自動車について、現在の税率水準を引き続き維持する。ただし、上記(1)の措置の対象となる検査自動車については除くこととする。

(4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車のうち、平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受けるものについて、現行の特例措置を見直し、次の措置を講ずる。

① 次に掲げる検査自動車に係る自動車重量税を免除する。

イ 電気自動車

ロ 次に掲げる天然ガス自動車

(イ) 車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車のうち、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(ロ) 車両総重量が3.5tを超える天然ガス自動車のうち、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

ハ プラグインハイブリッド自動車

ニ イからハまでに掲げる検査自動車以外の検査自動車で次に掲げるもの

(イ) 乗用車及び車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの（ガソリン自動車に限る。）

(ロ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制（ディーゼル自動車にあっては平成21年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上（ディーゼル自動車にあっては平成21年排出ガス基準値より10%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの

(ハ) 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバ

ス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの

(二) 平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車  
(乗用車に限る。)

② 次に掲げる検査自動車 (①に掲げるものを除く。) に係る自動車重量税の税率を 75%軽減する。

イ 乗用車及び車両総重量が 2.5t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの (ガソリン自動車に限る。)

ロ 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制 (ディーゼル自動車にあっては平成 21 年排出ガス規制) に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上 (ディーゼル自動車にあっては平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上) 窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの

ハ 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車 (ガソリン自動車にあっては平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車) のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの

ニ 車両総重量が 3.5t を超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃

費性能の良いもの

- ホ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの
- ③ 次に掲げる検査自動車（①及び②に掲げるものを除く。）に係る自動車重量税の税率を50%軽減する。
- イ 乗用車及び車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの（ガソリン自動車に限る。）
- ロ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制（ディーゼル自動車にあっては平成21年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上（ディーゼル自動車にあっては平成21年排出ガス基準値より10%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの
- ハ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車（ガソリン自動車にあっては平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車）のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの
- ニ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの
- ホ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの

(5) 平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けた上記 (4) ①に掲げる検査自動車については、当該新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用し、当該税率を 50% 軽減する。

(6) 上記 (4) ①に掲げる検査自動車のうち、平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に継続検査等を受けるものについては、当該期間中に受ける初回の継続検査等に係る自動車重量税の税率を 50% 軽減する (上記 (5) の適用がある検査自動車を除く。)

(7) その他所要の措置を講ずる。

2. 移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められたバス車両に係る構造・設備基準の導入及び当該目標が定められたタクシー車両に係るバリアフリー性能の優れた車両の認定制度の創設に伴い、当該構造・設備基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びに当該認定を受けたユニバーサルデザインタクシーのうち、平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるものについて、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を免除する。

3. 車両総重量が 8 t を超えるトラック等に衝突被害軽減ブレーキを搭載する場合の技術基準の導入に伴い、当該技術基準に適合した衝突被害軽減ブレーキを搭載した車両総重量が 8 t を超えるトラック (トラクタ及びトレーラーを除く。以下同じ。) 及び車両総重量が 13 t を超えるトラクタ (上記 1. (4) の適用を



受けるものを除く。)のうち、平成24年5月1日から平成27年4月30日(車両総重量が22tを超えるトラック及び車両総重量が13tを超えるトラクタについては平成26年10月31日)までの間に新車に係る新規検査を受けるものについて、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を50%軽減する。

4. 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。

## 地球温暖化対策のための税

### 1. 地球温暖化対策のための税の導入

- (1) 現行の石油石炭税にCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設ける。
- (2) 特例により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1kl当たり760円、ガス状炭化水素は1t当たり780円、石炭は1t当たり670円とする。
- (3) 上記の改正は、平成24年10月1日から施行し、所要の経過措置（平成28年3月31日までの間）を講じる。経過措置における税率は以下のとおり。

	原油・石油製品 〔1kl当たり〕	ガス状炭化水素 〔1t当たり〕	石 炭 〔1t当たり〕
現行	(2,040円)	(1,080円)	(700円)
平成24年10/1	+250円 (2,290円)	+260円 (1,340円)	+220円 (920円)
平成26年4/1	+250円 (2,540円)	+260円 (1,600円)	+220円 (1,140円)
平成28年4/1	+260円 (2,800円)	+260円 (1,860円)	+230円 (1,370円)

※（ ）は石油石炭税の税率。

- (4) 現行石油石炭税に係る免税・還付措置については、特例により上乗せされる税率についても適用する。
- (5) 以下の①～⑥については、特例により上乗せされる税率についてのみ、平成26年3月31日までの間、免税・還付措置を設ける。

- ①苛性ソーダ製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭
- ②内航運送用及び一定の旅客用船舶に利用される重油・軽油
- ③鉄道事業に利用される軽油
- ④国内定期運送事業用航空機に積み込まれる航空機燃料
- ⑤イオン交換膜法による塩製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭
- ⑥農林漁業に利用される軽油

(6) 上記に加え、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化のための方策や、過疎・寒冷地に配慮した支援策を実施する。

2. 地球温暖化対策については、地球温暖化対策のための税、排出量取引制度、全量固定価格買取制度といった施策の整合性確保が不可欠であり、各施策の進捗を踏まえ、その整合性や政策効果の検証を行っていく。

3. 温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討します。

## 原料用途免税

1. 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等、鉄鋼製造用等の特定用途石炭及び国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限について、当分の間、延長する。
2. 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き、検討する。